

## 第46回財務省 NGO 定期協議 議事録

◆日時：2010年12月7日 15：00-17：00

◆会場：財務省4階 西464会議室

### ◆議題

NGO側議題1：JBICの原発輸出に関する指針及び財務リスクについて

NGO側議題2：IFCの社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

NGO側議題3：ADBカンボジア鉄道改修事業にともなう非自発的住民移転について

### ◆出席者：

#### 【財務省国際局】

国際局 門間審議官

開発機関課 宮原課長、池田補佐、金補佐

開発政策課 藤井補佐

参事室 真鍋補佐

#### 【NGO】

清水規子（FoE Japan）、渡辺瑛莉（FoE Japan）、満田夏花（メコン・ウォッチ）、福田健治（メコン・ウォッチ）、フィリップ・ホワイト（原子力資料情報室）、アイリーン・美緒子・スミス（グリーン・アクション）、大内穂（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、石井陽一（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、日向俊一（アジア開発銀行駐日代表事務所）、高橋雄一（國學院大學）、川瀬雄大（國學院大學）、陳静（國學院大學）、古沢広祐（JACSES）、ビオレタ・アリナ・ステファナゲ（JACSES）、白石いずみ（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

## 審議官挨拶

MOF 門間 :

お手元の資料をお配りした開発委員会と G20 における援助に関する動きについて、開発委員会でドラマチックなことはあまりなかった。春の開発委員会で投票権などにカタがついたので、ややフォローアップのような感じで終わった。

G20 について、共同声明、コミュニケなどあるが、開発については開発作業部会の複数年にわたる行動計画を作った。これに期待している。2015 年までにミレニアム開発目標を達成することを公約とし、我々の努力を強化すること。来年のフランスの議長も G20 の開発作業部会で特にインフラなどのアクションを引き続きやることになっている。

裏にソウルサミット文書とあり、ソウルアクションプラン、ソウル開発合意がある。パラグラフ 50 にソウル合意及び複数年行動計画は以下の 6 つの核となる原則に基づく、とのことで 6 つの原則を書いている。51 に特にインフラについて。途上国とりわけ低所得国における包括的、持続可能かつ強じんな成長にとって最も重要なボトルネックを解決するために行動が必要であるとして、9 つの主要な柱が書いている。インフラ、人材開発、貿易、民間投資及び雇用創出、食料安全保障、強じんな成長、金融包摂、国内資源の動員、知識の共有とある。正直言って 20 カ国集まるとかなり総花的な、やることは何でもやろう、という感じになっている。中でもインフラが新しい目玉とされていて、具体的にはインフラ金融投資動員のための措置を提言するためのハイレベル・パネルの設立と MDBs の政策枠組みをレビューすることになっている。今まさにハイレベル・パネルのメンバーの選定中。メンバーが決まったら報告したい。

清水 :

MDBs の政策枠組みのレビューは、具体的にはどのようなことか。

MOF 門間 :

どうやるかはあまり決まっていないが、MDBs の代表にも参加してもらおう。アジ銀だと黒田総裁になる。例えばアジ銀のインフラに対する政策の考え方を説明してもらってパネルで意見を言い合う、ということになるのではないか。

福田 :

複数年行動計画のトップにインフラが出ているが、世銀が貧困削減を言い出した頃からの流れと変わって来ていると感じる。どの辺りに問題意識があるのか。

MOF 門間 :

詳細については良く分からない。(以下、録音しない前提で発言を行った。)

古沢 :

APEC があり食料安全保障に関して日本政府が問題提起を行った。その背景にはアフリカにおいて農地を積極的に確保することに対する批判があり、日本政府もリーダーシップを取る動きがあった。ここではそういう話は出なかったか。

MOF 門間 :

このコンテキストはそういうことではなく、リーマンショック後の世界貿易、投資の回復、援助の在り方、リーマンショックの時にまず食料不足、そして石油等の一次産品価格が上がったことで出て来た。世銀は栄養失調問題が貧困の解消のために大きなテーマだと思っていて、アフリカの農業の問題をどうするかは難しい。一時的なショックを克服するところはやったので、もともとある根本的な問題、MDGs とは別に農業問題に対応しないと貧困問題が解消しないのではないか、という問題意識で出て来た。

石井 :

インフラとは具体的には高速鉄道とか、原発輸出とか、そういうことか。

MOF 門間 :

特定の部分は言われていないが、関係者の意識としては、アフリカなどで貧困を解消するためにはインフラ、特にこの場合は高速道路よりも基幹道路とか地方の道路とか。

石井 :

鉄道を世界中にとの話が出ているが。

MOF 門間 :

もしかするとパッケージ型インフラのことを念頭に置かれているかもしれないが、世界全体でインフラという時にはそうになっていない。もう少し開発の現場に近い、つまり農業のマーケットアクセスを回復するための地方道路とかインフラだと思っている。他方で、今政府の中でパッケージ型インフラ、例えばインドでは電力の需要がものすごく大きくなるといったことに対応しながら日本の競争力をどう強化するかを議論している。パッケージ型インフラの関係大臣会合といって官房長官が議長で、財務大臣、外務大臣、国交大臣、厚労大臣、総務大臣、海江田経済担当大臣が入っている。重点分野があり、原子力発電所、高速道路、上下水道などを重要分野として途上国の支援を日本の知見を活用する形で推進することが議論されている。どのような方法があるかだが、例えば各国の大使館にインフラ専門官を置いて現地の情報を直に政府の中枢に伝わるようにしたら良いのではないとか、法律面・制度面で改善すべきところがあれば改善するとの動きをやっている。最近話題になったのはベトナムの原子力発電所、高速道路、高速鉄道。

## **NGO側議題1 : JBICの原発輸出に関する指針及び財務リスクについて**

### **A 原発輸出に関する指針について**

満田：

原発に関しては JBIC、NEXI の環境ガイドライン改訂の時に一度議論になった。その時は原発特有の問題をガイドラインに盛り込むことは見送られた。その後、様々な経緯があり、結果として日本政府としては JBIC については原発指針を策定するとの回答を得た。それを受け、例えばテロ多発地域、紛争地域などを除くことや、安全確保に関する配慮の確認に関しては日本と同程度の基準を求めざるべき等々の申し入れをした。その後、JBIC と NGO と何度かに渡って会合を持った。JBIC としては原発指針なしに原発関連事業に関する融資することはしない、つまりその前に指針を作ることを明言して頂いた。また原発指針策定の際には、環境社会配慮ガイドライン策定時と同様にコンサルテーション会合を開催するとの回答も頂いた。

まず原発指針は、安全性確保のための措置、使用済み核燃料等の管理・処分計画、住民の情報へのアクセス、住民協議、事故時の対応などについての、JBIC の確認手法に関して検討されるべきと考えている。したがって原子力固有の問題に基づく包括的かつ十分な内容とすべきであると考えているが、財務省としてはいかがお考えか。

2 点目はプロセスについて。昨今の報道で今にもベトナムに対して JBIC が融資するのではないかと焦りを感じている。原発指針は十分な議論を尽くされて策定されるべきと考えており、JBIC/NEXI の環境社会配慮ガイドラインと同様の方法。当時は包括的な会合を 14 回重ねて、お互い論点を出し合って組み立てていった。グッドプラクティスと呼べるような改訂の手法を取った。同じような方式で策定して頂きたいと考えるが、財務省としてはいかがお考えか。

MOF 藤井：

原発指針の内容についてだが、JBIC から聞いているのは、指針の内容、策定のスケジュールについて鋭意検討中であると、個別のプロジェクトの進捗状況も考慮した上で鋭意検討していると聞いている。2009 年 7 月の提言にもあった安全性確保のための措置、使用済み燃料の管理・処分計画との項目について、どのように扱われるかは検討中であるとのことだが、これらについて原発指針策定の中で検討項目として検討されるものと聞いている。指針策定のプロセスについて、同様だが、指針の内容、スケジュールを併せて JBIC で検討中と聞いており、それ以上のことははっきりしていない。

満田：

JBIC としては安全性、使用済み核燃料の管理について指針の中に盛り込むと思うが、私どもとしては労働被ばくや第三者機関など幅広い関心を持っているので、論点出しから、ひとつひとつ JBIC としてどのように確認していくかを含める形で議論したい。財務省としても包括的な内容になるようにして頂きたい。

ワイト：

今おっしゃったのは JBIC から聞いた話であると。財務省としてのポジションもあると思うので、どう考えるか。そして、質問 1 について、幅広いガイドラインが必要だと思う理由は、今のところ安全等はあ

る規模以上のプロジェクトであれば経済産業省の審査を受けることになっているが、経済産業省の基準は公開されていない。日本語で注文すれば貰えるが、ホームページにも出ていない。英語にはなっていない。安全等についての内容は誰でもアクセスできる形に策定する必要があると思う。経済産業省の審査はペーパー審査のような感じで足りないところがあると思う。私たちはJBICのガイドライン策定プロセスの中で繰り返し言ったが、環境影響評価の中に含まれない可能性のある原子力に関する特有の問題は情報が公開されない可能性もあるし、住民協議がない可能性もあるので、原子力指針に情報公開だけでなく協議も確保する必要があると思う。今、財務省の立場としてお話になったかもしれないが、財務省として、とはっきり言ってほしい。

MOF 藤井：

財務省としてとなると、頂いた質問の中の2番のところで、近藤参議院議員の主意書に対する答えが、財務省と言うか日本政府の回答になる。原発をする際には安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報を住民に対して公開する、公開されないところに貸し付けは行わない、という内容を盛り込んだ指針を策定すると政府としては申し上げている。

ワイト：

今のところはそれ以上言えないのか。

MOF 藤井：

はい。

スミス：

指針の内容とスケジュールについて、JBICは検討中とのことで、個別のプロジェクトの進捗状況を見ながら、との答えだった。財務省の理解としては、指針作りと個別のプロジェクトの進捗を両方並行して行くと理解されたのか。指針作りは基礎で、そこがしっかり出来てからプロジェクトがあって、それに対して指針と照らし合わせるべきだと思うが。

MOF 藤井：

JBICとしてもNGOの皆様にご説明していると書かれているが、原発の指針が先に来ることは間違いない。指針に基づいてJBICが融資するかどうかを決めることは確定している話。現時点について言うと、報道されている形で動いている。現状JBICは指針を持っていないので、結果的に同時並行になっているように見えるかもしれないが、プロジェクトについてJBICが決定する前に原発の指針を作ることはJBICもコミットしていて、そういうことができるよう作業していると理解している。

満田：

私たちが一番恐れているのは、巷で原発輸出の話が盛り上がっていて、JBICは融資をする際には確認をすとおっしゃっているが、外部からの圧力でトントンと進んでいった時に、原発指針を策定するプロセスが圧縮されて、あっという間に簡単な原発指針が出来てしまう事態を懸念している。もうひとつは

JBIC が時間をかけて検討されるのは結構だがドラフトがいきなり出てきて、私たちがインプットしていたものが全部落ちていた、との事態を恐れている。環境社会配慮ガイドライン策定の時に培った JBIC と NGO の関係はあるが、是非、この話に関心をお持ちであろう財務省も加わって、万全の指針を作る必要があると思っている。しっかりと釘を刺して頂ければありがたい。

スミス :

圧縮したものにならないことや環境社会配慮ガイドラインよりも劣ったプロセスにならないことはよろしいか。

MOF 藤井 :

先程の答えの繰り返しになってしまう。環境社会配慮ガイドラインの話は伺っているが、その点を含めてどういった形で NGO の方々とコンタクトを取ってコンサルテーションをやっていくかを含めて検討していると聞いている。

MOF 門間 :

私自身は環境ガイドラインを作るときに皆さんと一緒に議論させて頂いた。私も同様のことを JBIC に言っていたことがある。私自身も本件には相当強い関心を持っていて、自らあちこちに働きかけを行っているが、原発の安全性を誰がどのような形で確認するかは、正直言って予想以上に難しい面がある。国際条約がどのようになっているか、各国の安全の手続きはどうか。関係者皆で勉強しているが、各国とも必ずしもオープンにしていない。皆さんの方が詳しいと思うが、アメリカやヨーロッパでどういう風にしているかとか。

前は世銀のガイドラインが参考になって、そこを基準にしながらそれと比較して劣らないようにとか、世銀と同じようなスタンダードでと言えたので、ある意味寄るべきところがあった。正直、この世界は色んな意味で簡単ではないと思っている。原発の安全性について保証できる程のノウハウはないので、どうするのかと思っている。手続きについては可能な限り丁寧にやっていきたいと思っている。経済産業省、原子力安全保安院など関係省庁にも知見を教えてもらわないといけない。プロジェクトの進捗を見ながらゆっくりやるのではなく、進捗すると大変だから早くやらなきゃいけないとの意味で、その前には絶対作らなきゃいけないと思っているのでデッドラインは当然見ながらやっていく。

満田 :

NGO の間でも勉強しようとしている。環境ガイドラインも作る前に同じように関係者による勉強会がされた。何かの機会にどういった関係者同士の勉強会をやるのも一つの手かと思う。

MOF 門間 :

正直言って、私自身はぜひ教えてほしいと思っている。形はともかく、世銀のガイドラインのようなものがないので、ノウハウがあればぜひ我々も非公式に勉強させて頂ければと思っている。

ワイト :

世銀のガイドラインがあったのに比べて原発の世界では公開されていない場合もあるとは、安全基準そのものが公開されていないとのことではなく、輸出に対する基準が公開されていないとのことか。安全の基準が公開されていない国にまず輸出してはいけないと思う。

MOF 門間 :

私が申し上げたかったのは貸し手としてのガイドラインとの意味。そういうガイドラインは他の国にあるのか。世界で初めてのことをやろうとしているのかもしれないが。

ワイト :

アメリカの US-EXIM にはガイドラインはあるが満足できるレベルではない。何にもないわけではない。

石井 :

新聞報道ではベトナムでは第 1 期はロシアが落札したと。ロシアは引き出物に潜水艦を使ったと。日本が何を使うかという ODA しかカードがない。よく官民一致してやったと新聞にも書いてあるが、安全や事故時の対応が住民に公開されていない場合は貸付を行わないとなると、そういう場合は JBIC は貸付しないことになるのか。

MOF 門間 :

ベトナムの原発の第 2 期で日本がパートナーとなることは首脳レベルで決まったが、原発のプロジェクトとして具体的にどの程度の大きさのものでどういう炉型でやるか、2つの型があると思うが、まだ決まっていない。今のところはベトナムの電力庁が事業の実施主体になることは承知しているが、これから数年はかかると思っている。ある程度決まってい入札が取れたのではない。

石井 :

入札ではないのか。

MOF 門間 :

入札ではなく、プロジェクトとして作ろうという合意。どの型にするか。原料をどう調達するか。

## **B 原発輸出に関する財務リスクについて**

スミス :

日本政府は、海外における原発プロジェクトを資金面で支援する方針を複数の公式発言で示している。最近では、2010 年 10 月 31 日の日越共同声明について、ベトナムが示した「同プロジェクトへの低金利の優遇的な貸付け」という条件「を充たすことを保証した」と出ている。こういうことを含めて、いろいろな形で公式発言がされてきた。報道も色々あり、2010 年 10 月 1 日にはブルームバーグが米国で日本企業が原子力発電所建設に参加する件について、日本政府の金融機関との正式交渉を開始したと報道さ

れている。

全体の背景だが、当初から原子力発電所の建設プロジェクトのリスクが極めて高いことは広く認識されている。米国では、議会の予算局（CBO）の報告書で債務不履行に至る確率は50%以上と推定しているとの報告も出ている。10月1日のブルームバーグの後に、投資していた米国の電力会社が投資から引くという話があり、リスクの状況は悪化していると見られている。

質問は6つある。質問1は、外務省のページに示されている「ファイナンス面で」という記載、及び日越共同声明にある「低金利の優遇的な貸付け」という記載は、JBICの融資も含まれると財務省は考えているか。

質問2は、2009年7月27日に発足した株式会社産業革新機構が海外における原発建設プロジェクトに投資する可能性があるか、ご教示願いたい。

質問3は8月11日に米国団体が日本政府に送った書簡について、ここに書かれている内容について財務省としてはどう認識しているか。これらのリスクを軽減するために、どのような措置をとることが考えられるか。

質問4は、ベトナムを含め、米国以外の国における原発建設プロジェクトの財務リスクを、財務省としてはどう認識しているか。

質問5は、財務リスクに関する調査が行われているか。

質問6は、各プロジェクトへの融資判断は、各プロジェクトの採算性も判断基準とし、採算性のないプロジェクトへの融資は行うべきではないと考えるが、財務省としてはいかががお考えか。

MOF 藤井：

質問1の外務省のページに示されている「ファイナンス面で」という記載、および日越共同声明にある「低金利の優遇的な貸付け」という記載が何を指しているのか、断定的には分からないが、JBICの融資も含まれ得るとは考えている。JBIC以外にどのような機関が含まれるかについては、NEXIの保険といったものが考えられる。

質問2の産業革新機構については、国際局で所管していないので詳しいことは分からない。お答えできない。

質問3の米国団体が日本政府に送った書簡について、個別のプロジェクトごとに色々なリスクがあることを勉強させて頂いた。個別のものにどのようなリスクがあるかはよく分かっていない。一般的に申して原発はファイナンス面で金額が大きくなるし、長期間に渡るのでそれだけで財務的には大きなリスク

がある。原発には事故という大きなリスクもある。通常の JBIC が審査する案件と比べても、より一層慎重に財務面を見ていく必要があると思っている。したがって、ファイナンスを検討するに当たっては、事業計画の妥当性やセキュリティパッケージを十分に審査することが必要だと思う。ただ、財務リスクというと個別の案件ごとに違っている面もあるので、一つ一つ十分に精査が必要だと思う。

質問 4 の米国以外の国における原発建設プロジェクトの財務リスクについて、途上国だと安全面の整備が必要。財務面でも先進国以上の課題があるので、そういった面も考えていかなければならない。

質問 5 の日本政府が財務リスクに関する調査が行っているかについて、現時点では個別の原発の財務リスクについては行っていない。

質問 6 の採算性について、これは原発だけではないが、採算性のないプロジェクトへの融資は行っていないと認識している。

満田：

JBIC 以外の可能性について、例えば政策投資銀行とかの可能性は考えられるのか。

MOF 真鍋：

少なくとも JBIC の所管官庁として財務省が認識しているのは、JBIC が低金利かつ優遇的な貸付を行う可能性は認識しているが、これ以外、NEXI の貿易保険が付くかどうか、他の銀行が付くかどうかは全く不透明な状態なので、いま財務省から含まれるかどうか、答えるのは難しい。

ワイト：

質問 2 を書いた時、政策投資銀行まで考えていなかったが、例えばどこかの機関が融資するとしたら、その機関にも環境ガイドラインや原発指針が必要だと思う。JBIC は環境ガイドラインを持っているし、原発指針を作ることになっている。私は政策投資銀行について詳しくないが、今まで海外のプロジェクトにあまり融資していないと思う。政策投資銀行なら日本の政策を支える役割があり、日本の政策であるパッケージインフラに原発が入っている。そのような場合には政策投資銀行にも JBIC と同じような環境ガイドラインや原発指針が必要だと思う。

MOF 真鍋：

同じ答えになってしまうが、政策投資銀行など他の銀行が付くかどうかは全く不透明な状態で、何も決まっている状態ではない。一般論として、安全性が確認されてから融資すべきということはあるが、JBIC のみならず他の銀行にもガイドラインが必要であるかという点について、財務省がいま答えることはできない。

スミス：

先程、情報公開という話があったが、その中身は何か。

MOF 藤井 :

具体的に何かはちょっと。推測になってしまうが、原発案件はリスクもあり専門性も求められる。JBIC がリスクを把握するための情報は、当然必要になる。安全面のいろいろな要素について、基準がどうなっているか、基準をどの程度満たしているか、そういったものは JBIC として分からないと融資ができない。

スミス :

融資のリスクの情報公開も求められるはずだが。安全性以外にもあるが。情報公開とは何を含むのか。

MOF 藤井 :

具体的なことは分からないが、JBIC が貸し手として必要な情報は、プロジェクト側から提供して頂く。

ワイト :

他の機関について、政策投資銀行と産業革新機構について何も知らない、とのことだったが、財務省との関係は何もないのか。審査しないのか。

MOF 藤井 :

財務省として産業革新機構の案件選択には関与していない。

ワイト :

JBIC のリスクを検討するにあたって、比較する道具として、例えば JBIC の資本金は 2010 年末で 1 兆 555 億円だが、ブルームバーグの記事では、南テキサスプロジェクトのために 40 億ドルを融資して欲しいと東電が言っている。他の案件を見れば、韓国の KEXIM は 100 億ドルを融資するとの報道がある。40 億ドルだと JBIC の資本金の 38% に当たる。韓国は UAE に原発を作るためだけに 100 億ドル、JBIC だったら資本金に近い数字。そのような規模を考えれば、よく報道されている数字だが、アメリカもベトナムも期待している。こういうことを見てリスクをどう見るか。

MOF 藤井 :

今は危機対応で大きくなっているが、JBIC の年間の事業規模は平常では 1 兆 5000 億円くらいと理解している。ご指摘あったように原発の案件を一つ、二つやっつけば、事業規模が大きくなると思う。原発の案件を JBIC が融資するかを議論する際は、自己資本との関係、JBIC の事業規模をどう考えるか、という面を含めて検討することになる。

ワイト :

パッケージインフラでは一つのプロジェクトだけではなく、どんどん進めることになっている。3 つくらいプロジェクトになったら今 JBIC が使っているお金を全部使ってしまう。そう見ると、全体についての調査をしないままで、原発をどんどん進めようとする政策に問題がある。調査する必要がある。原発

の融資するに当たって、これくらいの規模が求められている。本当に現実性があるのか。そのような調査が必要だと思わないか。

MOF 藤井：

今も JBIC は、政府が 100% 出資しているが、金融機関である。銀行法の適用もある。金融機関としての金融庁の検査・監督がかかっている。財務面で問題になれば金融機関としての面の問題ということで、財務省国際局がやることとは違うが、金融検査の面から指摘を受ける可能性はある。

ワイト：

プロジェクトを待たないで、政策が抱えているリスク、現実性についての調査をする必要があると思うが、するとしたら誰がそのような調査をするのか。

MOF 藤井：

パッケージインフラを推進することは政府全体の方針になっているので、米国なりベトナムなり、進めることになれば、財務省だけでなく官民一体となって実現性、リスク、安全性、環境配慮を政府としても JBIC と共同して検証することになる。

ワイト：

私は、財務省国際局かどうかは分からないが、誰かがやるべきだと思う。誰もやっていない。非現実的な政策がどんどん進んでいる。総理大臣は、非現実的な約束をしている中で、リスクについて審査していない。

MOF 藤井：

ご提言として、お気持ちは分かった。

スミス：

米国と比べて、原発を持っていなかった途上国の方が大きいとの答えだったが、米国の事情を詳しく調べると、日本の新聞の論説委員に資料を提出したら目からうろこだと。米国は財政リスクがやばいと言っていた。米国なら、というイメージは捨てて、具体的な状況をデータとして見て頂きたい。

MOF 真鍋：

1 点補足だが、アメリカだから良い、発展途上国だからだめだ、ということはない。プロジェクト自体を見ても、アメリカの国内のプロジェクトであってもプロジェクトごとに状況は違うことはある。アメリカだから安全だろう、お金を貸しても帰ってくるだろう、ベトナムだから危ないだろうと認識しているわけではない。個別の案件ごとにセキュリティパッケージがどうか、一義的には JBIC が審査をして、財務省としても連携を取っていくことになる。

スミス：

個々のプロジェクトのリスクは違うと思うが、今の状況を見るとアメリカだから危ないと言えるくらい状況は悪化している。

## NGO側議題2：IFCの社会・環境の持続可能性に関する政策・基準及び情報公開政策の改訂について

渡辺：

協議会で何度か議論させて頂いたが、今回は今後のスケジュールについてと、改めて重要な点をいくつか議論したい。IFCが現在第2次ドラフトを作成しており、理事会の承認後、第2次ドラフトを公開し、第3次パブリックコンサルテーションを開始する予定である。

質問1として、昨日、ウェブサイトで理事会カレンダーを確認したがIFCの議論は見つからなかった。スケジュールを確認したい。

質問2だが、第3次コンサルテーションが、東京でも開催されるとの情報がある。東京でコンサルテーションを行う予定はあるか。あるとすれば、日時を教えてください。

質問3は中身になるが3つある。1点目は前回協議会でも議論したが、行き違いがあったようで財務省からきちんとご回答を頂けなかった部分。カテゴリFIにおいて、高い環境社会配慮リスクを伴うサブプロジェクトの環境社会影響評価文書・アクションプランの公開をIFC及び顧客の要件とすること。ここで提言書と書かれているのは、7月にマニラのコンサルテーションの時に出したもの。財務省にも送らせて頂いた。

2点目は、採掘産業について。現状のパフォーマンススタンダードでは、IFCのプロジェクトがホスト国政府の歳入の10%以上の場合に主要な契約文書の条項及び金額を公開するとなっているが、実際に適用プロジェクトがなく、公開の基準を拡大すべき。関連コメントとして、現状ではこの規定がPSESに書かれているが、これは顧客の要件のためパフォーマンススタンダード1に入れて頂きたい。これはコメント4として書いてある。またIFCとしてもこれを公開すべきとしてコメント30に書かせて頂いた。

3点目にパフォーマンススタンダード6について、生物多様性と生態系の持続可能な管理に関する基準だが、クリティカル・ハビタットについて、第1次ドラフトでは、現行のパフォーマンススタンダードよりも下がっているのではないかと。具体的には2つあり、クリティカル・ハビタット、つまり危機的な状況にあるハビタットであらゆる影響が回避されるべきだが、クライテリアとして地域のコミュニティにとっての重要性が現行のパフォーマンススタンダードに書かれている。第1次ドラフトでは削除されているので改めて復活させて欲しい。2点目だが、現状のパフォーマンススタンダードでは、この条件を満たさないとプロジェクトを行うべきではないという形式の書き方がされていて、第1次ドラフトでもこのような書き方が踏襲されているが、時間の経過、地域を超えて絶滅危惧種が削減されなければよいと幅広い解釈のできるオフセット条項があり、パフォーマンススタンダードが弱められている。最後に参考として載せたのは、採掘産業の透明性に関してアメリカの財務省がコメントを公開していたので参考

までに載せさせていただいた。

MOF 池田：

まずプロセスについて、夏の間には市民社会の皆様から頂いたコメントや Independent Evaluation Group (IEG) から出されたコメント、9月の理事会で出されたコメントを踏まえ、先方で改訂案を作成しているところである。改訂案を議論する委員会、Committee of Development Effectiveness (CODE) が12月15日に開催されると理事会のカレンダーに出ている。CODEで出された改訂案がいつ公開されるかに関して、理事室経由でスタッフに確認しているが、まだ回答が来ていない状況。ただ質問2とも繋がるが、第3次コンサルテーションの東京開催は1月10日の週と伺った。そうすると、1月10日の週までには少なくとも1月10日の週までにはウェブサイトなどで公開されると考えるのが自然かと思う。理事室経由で確認しているが、出てきたら田辺さん経由でお伝えしたい。第3次コンサルテーションは60日間ある。今のところ5月初旬に理事会で審議される予定とのこと。ただ、前回もそうだったが、コメントをたくさん頂いてコンサルテーションの期間を延長することもある。以上が質問1と2。

質問3について、IFCが金融機関に貸して、そのお金がサブプロジェクトに使われる場合とのことで、前回9月のNGO協議会で田辺さんから頂いたご指摘を踏まえて、こちらで検討し、非常に的確で現実的なご提案だと我々も考え、9月14日に開催された非公式理事会では、日本政府から、IFCのFI案件のうち高い環境社会リスクを伴うサブプロジェクトについては、環境社会配慮文書、アクションプランの公開をPSに盛り込んでどうかと主張している。現実的と申したが、ご案内の通り、IFCが金融機関に貸し出して、あるいは出資をして、その先にあるプロジェクトは無数にある。それをすべて取り上げるとコストに対するeffectivenessが得られないと思われる所、特に環境社会リスクの高いものについて関連の文書を公開するのはコスト面でも現実的と考えた。これは今回のPS改訂を超える話かもしれないが、環境社会リスクを低減する上で厳しいスタンダードを作るだけでなく、スタンダードを守るキャパシティをIFCの顧客である企業が身につけるかどうか、だと考える。IFCは我が国を含むドナーからのお金を利用して技術支援を顧客企業に実施しており、例えば、銀行が環境リスクの目利き能力を高めるような技術支援を実施している。わが方としても、納税者から頂いたお金を活用して、信託基金を活用して支援している。以上が中身の1点目。

2点目は、採掘産業の話。10月に渡辺さんがワシントンを訪ねられ理事室の理事補と会談された時の話を聞き、こういう論点もあると認識した。これから12月15日のCODEに向け、わが方としてどう扱うかを検討したい。1つ教えて頂きたいが、現状の10%を下げるとどういう効果が期待できるのか。こういうことをすべきと主張するにあたって、歳入の10%を超える場合のみ関連の文書を公開するとの基準をもっと下げたらどうか、そもそも撤廃したらどうかとのご提言だが、下げることによってどのような実益があるのか。教えて頂きたい。

最後の生物多様性の部分だが、確かにこの部分だけ見ると、生物多様性を守ることから逆行する案になっていると読むことができる。先程オフセットとおっしゃっていたが、温室効果ガスと違って生物多様性の資源はその場で失ってしまったらどうしようもない側面もある。これについてはIFCに確認したい

と思う。例えば、別な部分で書いてあるとか、全体的に文言を統一したとか、そういう要因がひょっとしたらあるかもしれない。どういう理由でここを落とされたか確認した上で、こちらとして頂いたご提言を踏まえ CODE で発信するかどうか考えたい。

渡辺：

採掘産業で大きな収入が入るわけで、それによって政府が本当に有効に使うかどうか問題。例えば、資源国でガバナンスがきちんとしていない政府が武器の購入に使って、市民を圧迫する例が過去あった。資源の呪いというか、資源があるからこそ住民が虐げられている国々がある。そういった観点から採掘産業の透明性は 2000 年代に国際的にも議論になっていて、現地国の住民に資することで進められている。

田辺：

現在のパフォーマンススタンダードでは、支払額を開示することにはなっているが、契約文書の主要な条項については調べきれていないので確認してお答えする。おそらく、例えば企業と政府が、コミュニティ開発のためにこれくらいの額を使う契約を交わした時に、コミュニティの人たちは額だけだとそういう契約事項は分からないかもしれない。コミュニティの人たちから見れば、自分たちの資源を取られるのに、何でコミュニティに利益を配分しないのかとなる。契約条項を公開することで彼らが知ることができる。

清水：

補足させて頂きたいが、採掘産業におけるお金のやり取りの透明性を高めることの一番の目的は汚職・腐敗の撲滅。そういう問題を解決するイニシアティブ。主要な契約文書の条項だが、様々な文脈で議論されている。田辺さんが言ったことも一つあるが、例えばアムネスティがチャド・カメルーンや BTC パイプラインで問題にしているのは、ホスト国の企業との契約文書の中で、ホスト国の法律を硬直的にさせてしまうこと。具体的に言えば、当該国政府で法律を変更してもこの事業には適用しない、という項目が契約文書に含まれていること。いくつかの NGO が問題にしている関連のレポートもある。

石井：

Extractive Industry Transparency Initiative (EITI) がある。ブレアが主張して英国に置かれている。ホスト国が受け取った収入と資源開発事業者が支払ったお金に差が出てくると、賄賂が見えてくる。その賄賂をあぶりだす制度。結局入る国と入らない国があるのでなかなかうまくいかないのが現実。日本では JOGMEC で窓口になっている人がいる。

MOF 池田：

まとめると、ホスト国政府と採掘事業者との間の契約を明らかにすることによって、金額と用途が明らかになる。得られた収入で地元の人に配慮してお金を使う約束が口約束に終わらないようにすることや誰かのポケットに入ってしまうことを防ぐことができる、あるいは契約の条項面で当該企業のみを優遇するような環境社会配慮の観点から好ましくないような条項を公開することができる、という効果が見込めるということか。現状は 10% と非常に高く設定されているが、実効性がないのではない

かということか。

清水：

石井さんのおっしゃった EITI だが、拘束力がないので各国の取り組みがバラバラという状況の中で IFC がパフォーマンススタンダードで義務として課すことは、EITI がボランタリーのために進んでいない中で、非常に意味のあることだと思う。

田辺：

いくつか質問したい。まず CODE が 12 月 15 日にあるのであれば、おそらく理事室にドラフトは来ているのではないと思うが、来ていないのか。

MOF 池田：

今日イントラネットを見たが、まだ来ていない。

田辺：

1 月 10 日の週に東京でやるのであれば、我々も見る期間が必要なので、少なくとも年末に頂かないとそれをチェックしないとイケない。15 日に CODE があるので難しいとは思いますが、本来は 1 ヶ月くらい持って頂きたいと思っている。少なくとも 15 日のすぐ後くらいに出して頂きたいと思う。

3 点目は、質問 3 の 1 のカテゴリ FI の高い環境社会リスクのあるサブプロジェクトの情報公開だが、これは FI がそのサブプロジェクトに投融資をする前にという趣旨で提言しているが、そういう理解で良いか。そうしないと意味がない。ADB もそういう規定になっている。

MOF 池田：

はい。

田辺：

4 点目は質問 3 の 3 の (2) だが、私がパフォーマンススタンダードのドラフトを見た所、おそらく自然の価値とその自然が人間に与える生態系サービスの価値をこの中で分けられていて、クリティカル・ハビタットというカテゴリは自然の価値に限定しており、生態系サービスの項目は別のところに作られている。ただ、そちらを見ると、生態系サービスの項目の中では adverse impact は reduce すればよい、となっている。現状のパフォーマンススタンダードは、クリティカル・ハビタットの中で自然の価値と生態系サービスの価値を縫合して adverse impact はあってはイケないと、no adverse impact となっている。ドラフトはこれまでのパフォーマンススタンダードよりも下がっていると解釈している。その辺りを見て頂けるとありがたい。

MOF 池田：

以上のところを見て、CODE の準備をしたいと思う。

### NGO側議題3：ADBカンボジア鉄道改修事業にともなう非自発的住民移転について

福田：

ADBによるカンボジアの移転問題の取り組みはかなり長い歴史がある。もともと国道1号線のADB融資区間が98年に融資され、2000年以降にNGOから移転、補償についての指摘があり、現在でも問題解決の取り組みが続いている。ADBとしてもカンボジア政府のキャパシティビルディング、法制度の整備に取り組んでいるが、なかなか成果として結実していない。相変わらず移転問題をここで取り上げなければならないことになっている。

カンボジアの鉄道網はかなり昔に整備されたもの。ポルポト時代及びその後の内戦でズタズタにされ、貨物列車は走っているもののほとんど使われていない。1993年にカンボジア和平があり、その後、道路網の整備が先行し、鉄道はそれ程顧みられていなかったが、2006年にアジア開発銀行とオーストラリア政府が鉄道網の大規模改修にお金を付けることになった。

主に2つの鉄道網があり、プノンペンからタイ国境のポイペトに伸びている北部路線と、プノンペン近郊のサムロン貨物駅からシハヌークビル港の南線を修繕する事業となっている。プロジェクトの進捗は様々であり、具体的に問題が生じているのは、プノンペンではなく主にバタンボンやシハヌークビルなどの地方都市の鉄道駅周辺の移転。今後、事業が進めばプノンペンの移転問題が大きくなる。

今年5月にバタンボンの移転村で水を取りに行った2人の子どもが亡くなる事件があった。大きく報道されたが、その背景として移転村に移転したときに水の供給がなされていなかったために、遠いところに子どもたちが取りに行かなければならない状況があったことが指摘されている。その後、NGOとADBの間で様々な話し合い、あるいはレターの交換があり、今に至っている。

質問1について、移転地の水供給と電気供給の設備がないままに移転がされてしまった。ADBで至急対応し、対応までの緊急救援も約束して頂いている。改善には向かっているが、なぜ基本的なインフラを整備しないままに移転をしてしまったのか。ADBとしてどのようなモニタリングがなされてきたのか、伺いたい。

質問2はバタンボンの生計回復プログラムについて。今からベースライン調査を行う話になっているが、早急に行って頂きたい。

質問3は全体にかかる話し。多くの問題が起こっている中、融資のディスバースだけが進むのはいかなものか。カンボジアNGOからは融資のディスバースを停止するべきではないかと要求も出ているが、この点について財務省の見解を伺いたい。

質問4は再取得価格について。同じくバタンボンで使われている再取得価格。つまり同じ価値の資産

を取得するのにかかる現在の費用、ということだが。2006年に調査されたレートが使われ、2010年に移転が行われているが、その間にかなりギャップが生じている。直前に改訂がなされなかったのはいかなものか。以上がバタンボンの話し。土井が現地に行って調べて来た。

質問5はプノンペンの話。いろいろな話がある。現状、人は動いていない。ただ作業は進んでいる。大きな移転計画が2006年の融資の時点で存在している。その後、地域ごとに詳細な移転計画が作られ、プノンペンの移転計画はこの前ようやく公表された。かなりいろいろな問題点が指摘されている。

問題の1点目としては、現在行われている資産評価が不正確であることだ。私は実際行ってきたが、盛り土の上に線路が走っている。横に2階建ての家を建てて、盛り土の下から下の階に入り、盛り土の上の線路から2階に入る建物が線路際に並んでいて、線路は道として利用されている。これが1階として計算されていて、もう1階使っている人には何も通告がないという現状がある。

問題の2点目として移転地が20km以上離れた場所に予定されていること。この人たちは今後どういう風に生計を立てていけばよいか分からない。

問題の3点目は、事業で計画されている線路中心線から両側10mが国有地とカンボジア政府が言っていて、そこに住んでいる人は不法居住者となっているが、全員動かすのはあまりに社会影響が大きいとのことで、ADBはカンボジア政府と議論して、3.5mの幅を鉄道用地として今回は移転の対象にすることになった。ところがプノンペンの街中のスラムでは、10mの人に対してもプノンペン市の行政から立ち退けとの通知が来ている。ADBが用意してきた3.5mの幅とは別に動いているとの話があり、どうなっているか指摘されている。プノンペンの移転計画は、シハヌークビル及びバタンバンにおける住民移転の経験を反映する観点、住民及びNGOと十分な協議を経る観点から一旦、作業は中止した方が良く思うがいかがか。

MOF 金：

ADBも東南アジア局長によるNGOとの対話をとっていると認識している。ただ引き続きADBにモニタリングをする必要があると思っている。ADBによると先週の金曜日に担当局長が現地入りし、NGO、政府関係者、関係の方々との協議を行い、現地に入って現場を見たと言っている。結果については受領していないが、ADBとしてもアクションを取り続けると報告を受けている。

個別の質問にお答えする。まず質問1の移転地の基盤整備について、なぜインフラを整備しないままに移転をしてしまったのか。ADBに確認したところ、ADBは移転先のインフラ整備を行った上で行われるべきである。今回のバタンボン、シハヌークビルの住民の多くは、より良い土地を確保するために自ら進んで自発的に移転したとADBは分析している。住民移転を監督するIRCとADBとの間でインフラ整備が完了する前に移転が行われないよう、移転チェックリストを作成することを合意している。今後はこの移転チェックリストが利用される予定とのこと。ADBとしても住民移転のモニタリングを強化する予定とのこと。財務省としては、移転計画に記載のある通り、移転前に移転地の整備の必要があると

考えている。移転先のインフラが完成しない状況でも仮に移転が許されれば、住民は自発的に移転地に移ってしまうケースも出てしまうと思う。その結果、住民が不利益を被ったり、安全が確保できない事態が生じたりするのは望ましくない。今後 ADB、IRC が移転チェックリストを効果的に活用して、同じような事態が発生しないよう、ADB がモニタリングを強化する必要があると考えている。

質問 2 の生計回復プログラムについて、ベースライン調査は早期に実施するよう ADB は実施機関に働きかけを行っているとしている。移転チェックリストの中にはベースライン調査の実施確認という項目もあり、今後の移転に際しては、移転の前にこういったベースライン調査が確認されると聞いている。

質問 3 の融資引き出しの停止について、ADB としてもカンボジア政府と継続的な協議を実施していると聞いている。直ちに融資引き出しを停止せよとの主張と思うが、財務省としては、住民移転が進んでいる最中に直ちに引き出し停止をするよりも、カンボジア政府が取り組みを強化するように ADB を通じてその取り組みを促すことが望ましいと考えている。ADB が継続的に本件をフォローするよう申し入れをしたいと思っている。

質問 4 の再取得価格について、IRC と ADB で見解が異なっており、IRC は調査時と移転後では大幅な変動はなかったとしている。ADB は IRC の主張が妥当であるか確認の作業をしている。まずは ADB の確認作業の結果を待ちたい。

最後のプノンペンにおける移転作業の話だが、ADB によると、プノンペンにおける移転作業の内容・手続きに致命的な問題があるとは捉えていない。情報の公開について ADB は住民移転計画のドラフトを 2006 年に完成させ、ADB の役員会の前に対外公表したとのこと。住民協議についてもドラフト作成の準備の段階で実施しているとのこと。先程、ご説明頂いた状況と異なるようだ。資産価格が不正確であるとの指摘、補償なく移転命令が出されていることについては、ADB は事実認識をしていない。具体的な事例の提示がないと移転作業の中止を検討することはできないとのこと。プノンペンについては NGO 側、ADB 側に隔たりがあるので、まずは具体的な事例を NGO から出して頂いて、ADB が迅速に状況を確認する必要があるのではないかと思う。

福田：

まず自発的移転と言う話だが、カンボジア国内で強制的移転は法制度上あり得ない。土地の所有は憲法に定められ土地法でも定められているが、長らく収用に関する法律は作られなかった。2 月に最終的に土地の収用に関する法律ができたが、この法律も海外からの援助が絡むものには適用されないルールになっている。ADB であれば ADB のルール、JICA であれば JICA のルールがダイレクトに適用され、強制的に立ち退かせる権限が政府にあるかということそうではない。何もかも自発的がカンボジア政府の建前。

再取得価格について IRC は価格の大幅な変動はなかったと言っていて、ADB が確認中であるとのことだが、この作業はいつ頃までかかるか。

それから、プノンペン移転について NGO の指摘していることに対して事実として認識していないと言うのはいかがなものか。現地の NGO に確認してみる。先週、千賀さんが現地に行かれたと聞いているので、その結果を踏まえ、話をさせて頂きたい。

MOF 金 :

再取得価格の確認作業の目途は聞いていない。ADB が IRC に追加の資料を出すよう求めている最中とのこと。プノンペンの件だが、ADB の担当者が言うには convincing evidence の提示を頂きたいとのこと。具体的な場所、事例の提供を頂けると彼らも確認出来ると思う。本件も含め、千賀局長が現地で議論されていると思うので、こちらとしてもその動向を引き続きフォローしたいと思う。

ADB のチームリーダーやコンサルタントが本気ではないとレターの中で触れられているが、私が ADB と接触した限りでは、局長クラスが本件を重く受け止めているとの印象を受けている。我々としても引き続きフォローしたい。具体的な話があれば教えて頂きたい。

福田 :

この手の話が局長レベルで対応して頂けることはなかなかない。通常課長レベルの方からご回答頂いている。そういう意味で千賀さんは非常にオープンだし、プノンペンで NGO と話をするとのこと、千賀さんの解決に向けた意志は伝わっていると思う。問題は現地の具体的な改善、特に ADB と IRC の関係の中で具体的なアクションまでどう結び付けていくのか、課題として残っていて、この案件だけではなく、IRC の移転に問題があり続ける中で、ADB がどこまで働きかけることができるのかは改めてどこかの段階で議論しなければと思う。

MOF 宮原 :

カンボジア政府がようやく土地収用法を作ったが、対外援助案件に適用されないとのこと。土地収用法の内容がそれなりのものであれば、適用されないのは住民配慮の点から問題だと思うが。一方で法律は出来たが、形だけのものであれば、援助案件なら世銀なら世銀のスタンダードが適用される方が、前進でもないが後退でもないと思う。

福田 :

ADB としては長年悩んできた。ADB は国道 1 号線の失敗を受けて、カンボジア政府に対して国家移転政策を作って欲しいという提案を 2003 年か 2004 年にして、その後 ADB は TA を入れて、国家プロジェクトによる住民移転によって引き起こされる環境・社会影響に対応する政令といったものを作るよう動いていた。ところが政令の内容を詰めていったところ、カンボジア政府がそんな面倒なものは良いと逃げ、収用法のドラフトを持ってきて、ADB に相談なく、NGO としても寝耳に水状態で、2~3 週間前に意見を聞くと言う話が来て、意見を言ったらいつの間にか法律が通っていたとの騒ぎが 2009 年にあった。法律が出来た良い点の一つは、カンボジア政府にとってみれば自分たちで作った法律ということ。ADB が連れて来たコンサルタントが作った非常に難解なルールではなく、比較的シンプルな法律になっている。最低限の原則である例えば再取得価格の補償など原則的な部分は盛り込まれている。カンボジア国内の

プロジェクトにも最低限のベースラインを提供する価値はあると思う。ただ、色々なことが今からの作業に任されていて、運用するためには適用のための政令をいくつか作らなければならない。まだ適用されたことはない。JICA は技術協力で専門家を入れている。ADB の皆さんの期待としても、海外の援助と国内の無法地帯のような住民移転とのダブルスタンダード状態を埋める期待はあったが、海外の援助に関するプロジェクトはこの法律を適用しないと書いてある。短期的には、ADB ならば ADB の案件で IRC に伝え、具体的な作業工程で伝える地道な作業を続けざるを得ない。

満田：

カンボジアの国内の移転については、以前の協議会でも取り上げた。当時の認識としては、カンボジアにおいて土地問題が非常に混乱する状況の中、ADB が自らの TA の結実を見ないまま大規模なインフラをどんどん進めることはいかがなものか、という問いかけをさせて頂いた。いま、インフラを推し進めている段階で、本当に社会問題になる恐れがある。私は、そもそもどういう考えを持って、大きな移転を伴うような事業を ADB がやるのか、大きな疑問を感じる。